

福島再生加速化交付金（第63回）《帰還・移住等環境整備第49回》 の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：14,079百万円 国費10,717百万円

※福島県、13市町村（46事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 主な交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○被災地域農業復興総合支援事業

・南相馬市において、農業用施設等の整備を行います。

《6,133百万円（4,621百万円）（1県1市3事業）》

○福島復興再生拠点整備事業

・双葉町において、一団地の復興再生拠点の整備を行います。

《6,111百万円（4,608百万円）（1町2事業）》

○災害公営住宅家賃低廉化事業

・富岡町等において、災害公営住宅の家賃低廉化を行います。

《686百万円（581百万円）（5町2村10事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第63回）《帰還・移住等環境整備（第49回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（第63回）《帰還・移住等環境整備（第49回）》市町村等別の主な事業
- ・別紙3：福島再生加速化交付金（第63回）《帰還・移住等環境整備（第49回）》交付可能額通知対象事業一覧
- ・別紙4：福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の概要

本件連絡先：復興庁加速化交付金班

担当：北條

電話：03-6328-0255

【別紙1】

福島再生加速化交付金（第63回）《帰還・移住等環境整備
（第49回）》市町村等別交付可能額

(単位: 百万円)

県及び市町村等名	事業費	交付可能額【国費】
田 村 市	3	2
南 相 馬 市	4 2 2	3 3 8
檜 葉 町	7 5	5 9
富 岡 町	1 8 9	1 5 6
大 熊 町	2 0 4	1 7 4
双 葉 町	6, 3 3 8	4, 7 9 3
浪 江 町	5 8 1	4 8 2
葛 尾 村	8	7
飯 舘 村	5 9	4 9
桑 折 町	0. 2	0. 2
石 川 町	0. 4	0. 4
平 田 村	0. 1	0. 1
小 野 町	0. 2	0. 2
福 島 県	6, 2 0 0	4, 6 5 8
計 (県、13市町村)	1 4, 0 7 9	1 0, 7 1 7

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

端数処理により、合計と一致しない場合があります。

福島再生加速化交付金(第63回)《帰還・移住等環境整備(第49回)》 市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】です。
※事業番号については、資料【別紙3】参照。

南相馬市

- 事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
・複合型園芸施設等用地造成事業 南相馬市(基金型)
【422百万円(338百万円)】

双葉町

- 事業番号:8(福島復興再生拠点整備事業)
・双葉駅西側地区生活拠点等整備事業
【5,620百万円(4,215百万円)】
・双葉駅西側地区生活拠点等整備事業(調整池等)
【491百万円(393百万円)】

○事業番号:12(下水道事業)
・双葉駅西側地区生活拠点等下水道整備事業
【107百万円(80百万円)】

富岡町

- 事業番号:2(災害公営住宅家賃低廉化事業)
・富岡町災害公営住宅家賃低廉化事業 【180百万円(150百万円)】

浪江町

- 事業番号:2(災害公営住宅家賃低廉化事業)
・災害公営住宅家賃低廉化事業 【160百万円(135百万円)】

○事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
・浪江町室原産業団地整備事業(基金型)《新規》
【226百万円(170百万円)】

大熊町

- 事業番号:6(福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業)
・大熊町福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業(大熊町下野上再生賃貸住宅)《新規》
【16百万円(14百万円)】

福島県

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
・農地防災事業 飯舘西部地区(基金型)【175百万円(131百万円)】

○事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
・園芸作物集出荷団地施設整備 南相馬市(基金型)
【1,357百万円(1,017百万円)】
・複合型園芸施設等整備事業 南相馬市(基金型)
【4,354百万円(3,265百万円)】

福島再生加速化交付金(第63回)《帰還・移住等環境整備(第49回)》
交付可能額通知対象事業一覧

事業番号	事業名
2	災害公営住宅家賃低廉化事業
3	東日本大震災特別家賃低減事業
5	福島再生賃貸住宅整備事業
6	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業
8	福島復興再生拠点整備事業
12	下水道事業
23	個人線量管理・線量低減活動支援事業
40	農山村地域復興基盤総合整備事業
43	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業

(※)各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。

URL : <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html>

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

【別紙4】

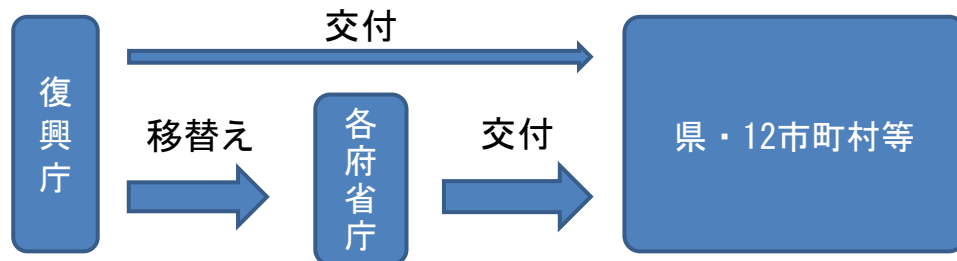
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

① 生活拠点整備

災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園、市街地等の整備

② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業